

【飯塚市地域福祉推進協議会 事前質問回答資料】

社協が推進する小地域福祉活動とは
～住民主体による地域福祉推進の基板となるもの

■小地域福祉活動とは

住民の日常的な暮らしにおいて、身近でなじみのある自治会や小学校区などの地域を範囲として、住民が主体となって行う組織的な福祉活動です。

飯塚市⇒地区（校区）社会福祉協議会や地域福祉ネットワーク委員会が中心に行う活動をいう

活動事例

近所の見守り・声かけ活動
ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン
ふれあい配食サービス
住民福祉懇談会の実施
生活環境の改善
地域住民の安全確保
災害時の要援護者支援体制づくり など

また、その地域で生活を送るうえで、住民にとって共通の課題となっていることや、孤立死といった問題が起こることを防ぐために、住民が力を合わせて取り組むための組織をつくり、住民同士のつながりづくりや、日常的な助け合いの活動の担い手づくりなどを地域の状況に応じて展開します。しかし、すべて住民だけで行う、あるいは行わなければならないものではありません。

住民の力だけでは解決が困難な問題は関係機関や専門職と共に考え、問題の解決をめざします。小地域福祉活動は、地域で起こっている、あるいは起こりそうな「問題」について、住民自身が考えたり調べたりする活動のことです。

■社協では、身近な地域での「見守り」「声かけ」などをはじめとした、支援を要する人を地域の中で支える活動を推進しています。

社協と小地域福祉活動のルーツ

社会福祉協議会（＝社協）ってなに？

○社協3つの特徴

特徴その①「地域福祉を推進する組織として法律に位置付けられている」

特徴その②「地域福祉＝誰もが自分らしく暮らし続けられる地域づくりを住民が主役ですすめるための組織」

特徴その③「公私の社会福祉関係者から構成される公共性・公益性の高い組織

【参考：社会福祉法第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）】

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（以下略）